

水道事業を取り巻く課題は、①人口減少に伴う経営基盤の弱体化、②施設の老朽化、③職員不足など、市町ごとに一様ではなく、地域課題に

即した個別・具体的な対応方策を見出していく必要があることから、市町における検討に資するよう対応方策を幅広く抽出した。

【対応方策の抽出にあたっての市町の参画】

具体的な対応方策の抽出にあたり、総務省「水道事業・先進的取組事例集」などを参考とし、また、現場の意見を反映するため「都市部型」、「都市近郊型」、「中山間部型」の3類型に応じた市町グループに協力いただいた。

【対応方策の概要】

- I 広域連携：業務の共同化によるスケールメリットが発揮されれば、経費の削減、業務内容の高度化、情報の共有化などが期待できる。
- II 財政支援：地理的な要因により広域連携が困難な地域もあることから、各市町における十分な経営努力を前提に国に対して新たな財政措置を提案する必要がある。

【凡例】

- ◎：特に検討すべき取組
- ：一定の対応がある中、更に検討すべき取組、又、他の方策の状況に応じて検討すべき取組
- △：地理的要因等により検討の必要性が薄い取組

I 検討可能な広域連携による対応方策

区分	目的	対応方策	課題・検討事項	取組みに要する期間のイメージ			想定される地域			導入事例 (参考資料1参照)
				短期 (～5年程度)	中期 (5～10年程度)	長期 (10年～将来ビジョン)	都市部	都市近郊	中山間部	
広域連携	経営の 合理化	維持管理業務の共同委託 収納・検針業務、施設運転管理業務、お客様センター業務など	仕様の統一 緊急時を想定した地元中小企業の育成	→			○	◎	◎	事例1
		各種システムの共同化 管路情報システム、料金システム、財務会計システムなどの保守管理を共同化	仕様の統一	→			○	◎	◎	事例1
		資材等の共同購入 材料・薬品、緊急資材など	保管場所の確保 購入品目の統一	→			○	◎	◎	
		電力調達での協力 近隣市町で電気事業者と価格交渉を行い、より有利な価格で電力を購入	契約を一つにまとめることは不可	→			○	◎	◎	
		工事の共同発注	管路台帳の整備、共有化 緊急時を想定した地元中小企業の育成	→			○	◎	◎	
		業務情報のクラウド化 水質データやトラブル対応などの業務情報をインターネット上に保存し、情報共有	セキュリティの確保	→			◎	◎	◎	事例1
		水質検査業務の合理化 近隣市町との受託・委託、設備の共同設置	水質に関する緊急対応ができなくなる可能性	→			◎	△	△	
		漏水調査等の共同実施 漏水の早期発見、有収率向上のために、漏水調査や配水管点検を共同実施	実施時期の調整	→			○	◎	◎	
	滞納整理の強化 定期的な督促、納付相談、法的措置等を共同化して滞納整理の体制強化	人的要因への対応	→			◎	◎	◎		

区分	目的	対応方策	課題・検討事項	取組みに要する期間のイメージ			想定される地域			導入事例 【参考資料1参照】	
				短期 (～5年程度)	中期 (5～10年程度)	長期 (10年～将来ビジョン)	都市部	都市近郊	中山間部		
広域連携	経営の合理化 (つづき)	行政区域外給水 行政区域とほぼ同一となっている給水区域を見直し、近隣市町間で最も効率的となる給水区域に再編	住民にとって分かり難い	→	→		○	○	△	事例3	
	施設の合理化	施設の共同設置 近隣市町と浄水場・配水池などを統合し、共同利用	水利権の取り扱い	→			◎	◎	△	事例1 事例4	
	緊急時における水の安定供給	災害時連絡管の相互接続	関係団体の財政負担区分	管路口径の統一	→			◎	◎	△	
		渇水期の水の融通			→			◎	◎	△	
		加圧給水車の共同配備 災害時・断水時に活用する加圧給水車を、地域の中心部に配備し、必要時に貸出		→			○	◎	◎		
	お客様サービスの向上	水道料金支払方法の拡充 コンビニ支払い、クレジットカード決済などの共同導入	手数料の負担		→			○	◎	◎	
		水道水のPR 同一水源の近隣市町でペットボトルの販売、広報によるイメージアップ	効果的な事業の選定		→			○	◎	◎	
	住民の理解促進	水道事業のPR 安全な水が蛇口に届くまでのプロセスの広報、広域でのトライやるウィーク受入れ、水道学習会などによる水道事業への理解促進	効果的な事業の選定		→			○	◎	◎	

II 広域連携が困難な地域(地理的要因)における対応方策

区分	目的	対応方策	課題・検討事項	取組みに要する期間のイメージ		
				短期 (～5年程度)	中期 (5～10年程度)	長期 (10年～将来ビジョン)
財政支援 別紙1	持続可能な経営の確保	国に対する新たな財政措置の提案 簡易水道の統合に伴う財政措置の削減などを踏まえ、条件不利地域における水道事業に対する新たな財政措置を提案	要望案の作成	→		
—		経営改善の徹底 組織の合理化、資産の有効活用、定員・給与の適正化など	実施に向け検討	→		
		料金改定(値上げ) 独立採算が可能な料金設定(適正価格)への見直し	住民の理解	→		
		給水方法の見直し	水質管理の仕組みの構築 住民の理解	→	→	

Ⅲ マンパワー不足の対応方策

区分	目的	対応方策	課題・検討事項	取組みに要する期間のイメージ			想定される地域			導入事例 【参考資料1 参照】
				短期 (～5年程度)	中期 (5～10年程度)	長期 (10年～将来ビジョン)	都市部	都市近郊	中山間部	
技術支援 別紙2	人材不足への対応	職員の交流 不足分野の職員の交流により相互補完を図る	他団体の職員は、地域の状況に関する知識が不足	→			○	◎	◎	
		調査チームを派遣してもらう 業務支援を目的とした調査チーム、アドバイザー等の派遣	持続的な支援体制の確保	→			○	◎	◎	事例8
		業務の包括委託 第三者委託による浄水場の運転管理など	職員の経験機会の減少	→	→		○	◎	◎	事例7 事例9
		業務の個別委託 公的機関、他事業体、民間企業へ一部業務を委託 水道技術に関する組織、体制の構築	他団体の職員は、地域の状況に関する知識が不足	→	→		○	◎	◎	
		PFI、指定管理者制度の活用による業務包括委託 事業運営に民間ノウハウを活用	不採算部門への民間参入条件	→	→	→	◎	○	○	事例4 事例10
	人材の育成	研修・訓練の共同実施 外部研修の受講や共同のスキルマップ作成など	実施に向け検討	→			◎	◎	◎	事例6
		勉強会・研究会の共同実施	実施に向け検討	→			◎	◎	◎	
		講師等として技術者を派遣してもらう 協定に基づく継続的な支援、緊急時などのスポット的支援など	大規模団体も人的余裕がない 支援と受援のニーズ調整	→	→		○	◎	◎	
		技術系業務の受託 他事業体の業務を受託して経験機会の確保を図る	他団体の職員は、地域の状況に関する知識が不足 支援と受援のニーズ調整	→	→		◎	○	△	

参 考

○ 事業統合(広域化)の手法

区 分	対応方策	制度の特徴	課題・検討事項	取組みに要する期間のイメージ			導入事例 〔参考資料1 参照〕
				短期 (～5年程度)	中期 (5～10年程度)	長期 (10年～将来ビジョン)	
水平統合 (末端供給)	末端事業者間での一部事務組合(企業団)の設立	事務(水道事業)を共同処理するために設ける特別地方公共団体	関係団体の財政負担区分の調整 職員の身分取扱いの調整 関係団体の意思統一が必要 など		→		事例5
	末端事業者での事務委託(自治法)	事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度 ※法令上の責任は受託側に帰属			→		
	末端事業者での事務の代替執行(自治法)	事務の一部の管理・執行を当該地方団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度 ※法令上の責任は委託側に帰属			→		事例3
	行政区域外給水【再掲】 行政区域とほぼ同一となっている給水区域を見直し、近隣市町間で最も効率的となる給水区域に再編	給水市が、隣接市域を自らの給水区域とする事業認可を取得(併せて、隣接市も給水区域縮小の事業認可が必要)			→		事例3
垂直統合 (用水供給と末端供給)	用水事業者・末端事業者間での一部事務組合(企業団)の設立	事務(水道事業)を共同処理するために設ける特別地方公共団体			→		事例2
	用水事業者・末端事業者間での事務委託(自治法)	事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度 ※法令上の責任は受託側に帰属			→		
	用水事業者・末端事業者間での事務の代替執行(自治法)	事務の一部の管理・執行を当該地方団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度 ※法令上の責任は委託側に帰属			→		

※県営水道事業は、市町域を越えた広域的かつ市町水道事業の補完的な事業体であることから、市町からの要請に基づき広域連携を積極的に検討していく。

○ 対応方策の抽出にあたり協力いただいたグループ

類 型	既存の検討グループ	関係団体	ワークショップでの主な意見
都市部	阪神地域の水供給の最適化研究会	阪神水道企業団、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	現状の経営状況からすると、当面、単独での経営は可能だが、将来を見据えて、施設面・運営体制面などでどのような連携が可能か検討中。
都市近郊	北播磨広域定住自立圏	西脇市、加西市、加東市、多可町	経営管理等のソフト面を中心にスケールメリットを活かせる連携方策を検討する必要がある。
中山間部	但馬上下水道協議会	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	各市町それぞれが広域であり、地理的な隔たりも大きいことから、施設面での連携は困難。人口減少や簡易水道統合を踏まえると、新たな財政措置がほしい。

※3地域でワークショップを開催し、個人的な意見も含めて幅広く意見・アイデアを頂戴した。

○ 経営戦略の策定等に要する経費に係る財政措置 (水道広域化の調査・検討の支援)

公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、「経営戦略の策定」に要する経費について、地方交付税措置が講じられている。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、自団体での取組のみならず、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費については重点的な措置がなされている。

1. 対象事業

全ての公営企業

2. 対象経費

経営戦略の策定に要する経費

(具体例)

- ①先進団体視察に要する経費
- ②専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費
- ③「投資・財政計画」の策定に要する経費
 - ・「投資試算」「財政試算」のシミュレーション
 - ・収支ギャップ解消策の検討・効果額の試算 等
- ④水道広域化の調査・検討(事業統合、施設の統廃合、システム統合の検討等)に要する経費
- ⑤住民への普及・啓発活動等に要する経費
- ⑥その他事務雑費(印刷費、消耗品費等) 等

3. 対象期間

平成28年度～平成30年度(「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」)

4. 地方交付税措置の内容

- 対象経費の1/2について一般会計から繰り出すこととする
(対象経費の上限額1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- 一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置を講じる
- 水道広域化の調査・検討に要する経費については、対象経費の上限額を上乗せ(+1,500万円、合計2,500万円)し、重点的に支援